

公判前整理手続における証拠開示の対象に関して、警察官作成の取調べメモや捜査メモも開示対象となりうることが最高裁決定によって認められたが、開示対象の不明確性や取調べ・捜査メモの作成・保管義務の有無など、なお検討課題が残されている。

本講演では、これらのテーマに関して多くの論考を著してきた研究者が、証拠開示の理論、証拠開示制度の趣旨、最高裁決定の意義、証拠開示制度に関する法改正などの検討を行う。

捜査過程に関する 記録の作成・保管と 証拠開示

聴講無料
申込不要

2018年2月22日(木)

15:00~17:00

関西大学千里山キャンパス
児島惟謙館1階第1会議室



講師

斉藤 司 氏

龍谷大学 法学部教授

司会
討論者

山名 京子

証拠の収集と保管研究班主幹
大学院法務研究科教授